

堺情審第 2 4 - 1 - 2 号
(答申第 1 1 3 号)
令和 7 年 4 月 1 5 日

堺市上下水道局事業管理者 様

堺市情報公開審査会
会長 坂 本 団

諮問に対する答申

令和 6 年 1 0 月 1 0 日付け堺事サポ第 3 3 8 9 号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

審査案件	公開請求に対する一部公開決定処分を不服とする審査請求事案に係る審査
対象公文書	舗装道路本復旧工事の工事監督記録簿、地元対応の記録等
実施機関 (処分庁)	堺市上下水道事業管理者（上下水道局 水道部 水道建設課）
諮問実施機関 (審査庁)	堺市上下水道事業管理者（上下水道局 総務部 総務課）※ ※令和 7 年 4 月 1 日付の組織改正に伴い、「サービス推進部 事業サポート課」から「総務部 総務課」に部課名を変更

答 申

第1 審査会の結論

令和6年10月10日付けで諮問のあった「舗装道路本復旧工事の工事監督記録簿、地元対応の記録等」について、堺市上下水道事業管理者（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定で非公開とした内容について、特定の個人を識別できる部分（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）を除き公開すべきである。

第2 審査請求の経過

- 1 審査請求人は、令和5年9月25日、堺市情報公開条例（以下「条例」という。）6条1項の規定により、実施機関に対して次のとおり公開請求（以下「本件請求」という。）をした。

- （1）浅香山町3丁ほか舗装道路本復旧工事（浅香山町3丁ほか配水管布設工事等に関する調査報告書の6ページに記載している工事）の工事監督記録簿、地元対応の記録

- （2）浅香山町3丁ほか配水管布設工事（浅香山町3丁ほか配水管布設工事等に関する調査報告書の4ページに記載している工事）の調査報告書P3にある「令和3年7月6日の受注者意見」、夜間から昼間工事の変更による補正係数変更の内部議事録、施工時間変更に関する受注者への工事打合せ簿、施工時間に関する外部協議の議事録（警察や公共交通機関など）（地元は除く）

- （3）公開資料の項目と枚数集計表

- 2 実施機関は、「浅香山3丁ほか舗装道路本復旧工事の工事監督記録簿、地元対応の記録」（以下「対象公文書1」という。）、「浅香山3丁ほか配水管布設工事の令和3年7月6日の受注者意見、夜間から昼間工事の変更による補正係数変更の内部議事録、施工時間変更に関する受注者への工事打合せ簿、施工時間に関する外部協議の議事録（警察や公共交通機関など）（地元は除く）」（以下「対象公文書2」という。）、「公開資料の項目と枚数集計表」を対象公文書として特定し、令和5年10月6日、対象公文書1及び2のうち「受注者及び工事関係機関の担当者等が記載されている部分」、「地元住民等の氏名、住所、電話番号、生活状況等の情報が記載されている部分」、「工事打合せ簿のうち、金額が記載されている部分」を除く部分を公開するとの一部公開決定（以下「本

件処分」という。)を行い、非公開部分は条例7条1号及び6号イに該当する旨を審査請求人に通知した。

- 3 審査請求人は、令和6年1月3日、本件処分に対し、その決定を不服として、行政不服審査法2条の規定により審査請求を行った。
- 4 実施機関は、令和6年2月29日、対象公文書のうち令和5年6月30日に実施機関が公表した「浅香山3丁ほか配水管布設工事等に関する調査報告書」(以下、「報告書」という。)に記載されている事項及びそれに関連する部分を非公開から公開に変更する決定を行い、審査請求人に通知した。

第3 審査請求の趣旨

審査請求に係る本件処分を取消し、対象公文書を公開するよう求める。

第4 審査請求人の主張

1 審査請求書における主張

実施機関が公表した報告書では、過去の公文書公開請求において、ホテルを確保したことが外部に知られないよう本来行うべき範囲を超えて黒塗りをしたというような不適切な事務処理が行われていた。

本件請求では、報告書にある「ホテルを確保した工事」について、令和5年9月25日付で公開請求した。しかし、公開された公文書のうち、対象公文書1については、その他の公文書と異なり大部分が黒塗りされており、本件処分の「5 公開しない理由」に該当しない範囲まで非公開となっているのではないかと考えている。

また、本件処分の「5 公開しない理由」では、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため」とあるが、匿名の作文や無記名の個人の著作物のように個人の人格と密接に関連しておらず、また財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれは無いと考えている。条例の拡大解釈をすることなく、適切な公開をしてほしい。

2 反論書における主張

令和6年2月29日付で変更公開された公文書もはたして条例等に基づき、適切に公開されているのか疑問に感じている。

ホテルの確保やホテル宿泊時に苦情申し立てをしたときに係るもの以外の苦情申し立てや地元とのやり取りの内容について、黒塗り非公開としている部分があるのであれば、氏名、住所、電話番号を非公開とすることで、特定の個人を識別されるおそれがないものであると考えられる。公開された対象公文書1のうち「工事監督記録簿」においても、一部の苦情についてはその内容を公

開している。もし、ホテル確保やホテル宿泊時の苦情申し立て以外の内容を非公開としているならば、その内容については、氏名、住所、電話番号以外は公開すべきであると考える。

また、シニアカーに関する部分については、令和5年4月25日の堺市長記者会見にて、実施機関担当者から「シニアカー」に関する発言があったものである。公式な会見で発言しており、市長会見記録にも記載され、堺市ホームページにも掲載されており、誰でも確認することができるものであり、シニアカーに関する部分を非公開としているならば、その部分については公開すべきであると考える。

さらに、公務員の職務遂行に係る情報のうち、当該職務遂行の内容に係る部分については、弁明書において実施機関自らが、社会的に逸脱した市民の要求等に適切な対応をせずにつき従ったことを認めているものである。行政として社会的に逸脱した要求等に適切な対応をせず、それに付き従った明らかに不当な面がある業務執行について、それを公開することで誹謗中傷などを受けるのは実施機関であり、当該住民の権利侵害を盾に自らが犯した不当な業務執行を非公開として隠すべきではないと考える。

また、実施機関はこれらを公開することで、一般に市民が行政庁に対し要求や苦情申し立てをすることを躊躇させるようになることでそれを制約することにつながり、民主的な行政運営を害するおそれがある、と述べているが、社会的に逸脱した要求等を公開することで、直ちに市民の行政庁に対する社会的にみて逸脱していない要求や苦情申し立てを躊躇することにつながらないと考えられる。

第5 実施機関の主張

1 弁明書における主張

対象公文書1の非公開部分については、氏名、住所、電話番号のほか以下(1)から(3)が記載されており、それぞれ次のとおり弁明する。

(1) 特定の住民の発言内容、身体的状態、経済的状态などの内容

特定の住民の発言内容は、報道や報告書など、通常容易に知り得る情報と、工事関係者、地元住民、家族、友人等が知り得る情報を照合することにより、特定の個人を識別されるおそれがある情報である。

また、その発言は、局職員や請負業者に対し、夜間工事の騒音対策としてホテルの確保やホテル宿泊時に苦情申し立てをしたときに係るものであるが、それらは公開されたならば、当該住民が他からの嫌がらせや誹謗中傷などを受けるのではないかと不安を抱く恐れが認められ、氏名などの開示がされなかったとしても、公開することによって個人の権利利益の侵害

されるおそれがある情報である。

さらに、発言内容を公開することで、一般に市民が行政庁に対し要求や苦情申し立てをすることを躊躇させるようになることで、それを制約することにつながり、民主的な行政運営を害するおそれがあることを踏まえ、当該住民の個人的な身体的状態や経済的状态と合わせ、非公開とすることが相当である。

(2) 住民の発言などに基づいて局職員と請負業者が協議した内容

当該住民の発言や申し入れ事項等に対応して局職員と請負業者の間で協議がなされた内容が記載されたもので、この内容は、報道や報告書など、通常容易に知り得る情報と工事関係者、地元住民、家族、友人等が知り得る情報を照合することにより、特定の個人を識別されるおそれがある情報である。

また、その内容からは、当該住民の発言内容が推知されることになるものであり、その意味では上記で述べたように、当該住民が他からの嫌がらせや誹謗中傷などを受けるのではないかと不安を抱くおそれが認められ、氏名等の開示がされなかったとしても、公開することによって個人の権利利益の侵害されるおそれがある情報である。

さらに、発言内容を公開することで、一般に市民が行政庁に対し要求や苦情申し立てをすることを躊躇させることになることで、それを制約することにつながり、民主的な行政運営を害するおそれがあることから、非公開とすることが相当である。

(3) 請負業者が検討した結果を局職員へ報告をしてきた内容

住民の発言や申し入れ事項等に対応して請負業者が内部検討し、局職員へ報告してきた内容が記載されたもので、この内容は、報道や報告書など、通常、容易に知り得る情報と工事関係者、地元住民、家族、友人等が知り得る情報を照合することにより、特定の個人を識別されるおそれがある情報である。

また、その内容からは、当該住民の発言内容が推知されることになるものであり、その意味では、上記で述べたように、当該住民が他からの嫌がらせや誹謗中傷等を受けるのではないかと不安を抱くおそれが認められ、氏名等の開示がされなかったとしても、公開することによって個人の権利利益の侵害されるおそれがある情報であることから、非公開とすることが相当である。

なお、報告書については、行政庁が特定の行政事務について調査を行い、報告書として発表した中に、市民の要求や苦情申し立て内容について、記載・言

及していたとしても、それは当該行政事務のあり方に対する課題や反省を示すものであるので、報告書における市民の要求や苦情申し立てにかかる記載については、概略的なものに留めつつ、それに対する行政事務の在り方に課題があることを重点において記載することになるものである。

一方、情報公開請求において行政文書そのものを公開するという場合には、市民の要求や苦情申し立ての詳細な内容等が記載されているものを公開することになるのであるから、報告書に記載があるからといって、情報公開請求において、直ちに市民の要求や苦情申し立てに関する行政文書を公開することにならないものである。

2 再弁明書における主張

対象公文書1のうち工事監督記録簿において、その内容を公開している要望については、荷物の出入りの調整の要望や受注者による近隣住民への工事調整不足による苦情、夜間作業の騒音に対する苦情等であり、道路の掘削を伴う工事においては一般的によくある苦情にすぎず、この点から特定の個人を識別されるおそれも認められないこと、また他から嫌がらせなどを受けるものではないかと不安を抱くようなものとも認められないことから公開しているものである。

さらに、令和5年4月25日の堺市長記者会見にて、「シニアカー」に関する発言や記録があるが、今回の情報公開請求においては、仮にシニアカーに関する部分の記載がある場合、それに関連する具体的な部分を含めると身体的状態を想起させやすい表現であることから、「身体的状態」に該当するものであり、それは個人に関する情報であるため、非公開とすることが相当である。

また、公務員の職務遂行に係る情報のうち、当該職務遂行の内容に係る部分については公開している。

第6 審査会の判断理由

1 本件対象公文書について

審査請求人が公開を求めているのは、本件処分のうち、対象公文書1及び2の非公開部分である。よって、本件審査請求の対象は、対象公文書1及び2である。

なお、実施機関は令和6年2月29日に非公開部分の一部を公開に変更する決定を行っていることから、変更後の非公開部分を検討の対象とする。

2 本件処分の妥当性について

(1) 条例7条1号該当性について

本件処分については、個人情報であることを理由に非公開とした箇所について、条例7条1号に該当するかどうか争点となっている。よって、当審査会

では、以下の2つの視点から本件処分の妥当性について検討を行った。

ア 個人識別性について

審査請求人は、氏名、住所、電話番号を非公開とすることで、特定の個人を識別されるおそれがないと主張する。

一方、実施機関は報道や実施機関が公表した報告書など、通常容易に知り得る情報と工事関係者、家族、友人等が知り得る情報を照合することにより、特定の個人を識別されるおそれがあると主張する。

ここで、条例7条1号でいう「他の情報と照合することにより個人が特定されるおそれ」を、ある特定の人が持つ情報と照合することによってのみ個人識別が可能となる場合においても適用すれば、非公開部分が際限なく拡大され、公開される情報が極めて限定的なものとなることが懸念される。

したがって、「他の情報と照合することにより個人が特定されるおそれ」は、特定の人だけでなく、広く一般の人々においても識別が可能となる場合に適用されるべきものであるが、本件において実施機関が「他の情報と照合することにより、当該住民が特定されるおそれ」があるとして非公開とした部分には、当該工事関係者、家族、友人等など特定の人にのみ個人識別が可能であると認められる記載が多く含まれている。

そこで、当審査会では以上の考え方にに基づき、本件対象公文書のうち、実施機関が非公開とした部分を見分したところ、別表に掲げる部分は特定の人だけでなく、広く一般の人々においても特定個人が識別される可能性があるため、非公開が妥当であるが、これ以外の部分には個人識別性は認められないため、公開すべきである。

なお、「シニアカー」に関する部分については、審査請求人が主張するとおり、実施機関が公式な会見で発言しており、市長会見記録にも記載され、堺市ホームページにも掲載されている。よって、公になっている情報であるため、公開すべきである。

イ 権利利益侵害性について

次に、特定個人を識別しないが、なお権利利益を侵害するおそれがあるかどうかについて検討する。

堺市が発行する「情報公開条例の手引き」によると、条例7条1号でいう「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれ」とは、カルテ、反省文など個人の人格と密接に関わる情報に限定して適用されるものとある。

そこで、当審査会では以上の考え方にに基づき、本件対象公文書を見分したが、その発言内容が人格と密接に関わることは認められなかったため、権

利利益侵害性を認めることはできない。

(2) 条例 7 条 6 号イ該当性について

実施機関が条例 7 条 6 号イに該当するとしたのは、対象公文書 2 のうち、工事変更に伴う予定金額が記載されている部分である。

実施機関は、この予定金額は、夜間工事から昼間工事に変更したことに伴い、請負業者に提示した金額であり、その金額を公開することで、今後の入札に支障が生じると主張するが、客観的かつ具体的な支障が生じるおそれは認められなかった。よって、非公開とする理由はないため、公開すべきである。

3 結論

以上の理由により、当審査会は「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和6年10月10日	諮問書の受理
令和6年10月18日	審 議
令和6年11月29日	審 議
令和6年12月20日	審 議
令和7年 1月31日	審 議
令和7年 2月19日	審 議
令和7年 3月28日	審 議
令和7年 4月15日	答 申

堺市情報公開審査会委員

氏 名	役 職	備 考
坂 本 団	弁 護 士	会 長
豊 永 泰 雄	弁 護 士	会長職務代理者
石 橋 章市朗	関西大学法学部教授	
阪 井 千鶴子	弁 護 士	
高 木 佐知子	大阪公立大学大学院 現代システム科学研究科教授	

対象公文書名「工事監督記録簿」

非公開とする部分			理 由
ページ	行(箇所)	非公開部分	
1	記事(確認・報告事項等)の欄	氏名	個人情報に当たるため、条例7条1号に該当
2	記事(確認・報告事項等)の欄	氏名	個人情報に当たるため、条例7条1号に該当
3	記事(確認・報告事項等)の欄	氏名	個人情報に当たるため、条例7条1号に該当
3	記事(確認・報告事項等)の欄の2行目	16字目から18字目まで	他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるため
3	記事(確認・報告事項等)の欄の5行目	4字目から6字目まで	他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるため
4	記事(確認・報告事項等)の欄	氏名(条例7条1号ウに該当する公務員等は除く)	個人情報に当たるため、条例7条1号に該当
5	記事(確認・報告事項等)の欄	住所・電話番号・氏名(条例7条1号ウに該当する公務員等は除く)	個人情報に当たるため、条例7条1号に該当
5	記事(確認・報告事項等)の欄の11行目	4字目から9字目まで	他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるため
7	記事(確認・報告事項等)の欄	氏名	個人情報に当たるため、条例7条1号に該当
8	記事(確認・報告事項等)の欄	氏名	個人情報に当たるため、条例7条1号に該当
9	記事(確認・報告事項等)の欄	氏名	個人情報に当たるため、条例7条1号に該当
9	記事(確認・報告事項等)の欄の2行目	「昨晚」の次の8字	他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるため
10	記事(確認・報告事項等)の欄	氏名	個人情報に当たるため、条例7条1号に該当
11	記事(確認・報告事項等)の欄	氏名	個人情報に当たるため、条例7条1号に該当

対象公文書名「地元や受注者対応等の記録」

非公開とする部分			理 由
ページ	行(箇所)	非公開部分	
1	8	8行目全て	他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるため
2	5	行頭3字	他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるため
2	21	21行目全て	氏名及び内容から特定個人が識別される可能性がある内容のため、条例7条1号に該当
3	10～13	10～13行目全て	他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるため
3	28	氏名(7字目から12字目まで)	個人情報に当たるため、条例7条1号に該当
3	30	氏名(30行目全て)	個人情報に当たるため、条例7条1号に該当
3	31	31行目全て	他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるため
4	1	1行目全て	他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるため
4	6	氏名(行頭5字)	個人情報に当たるため、条例7条1号に該当
4	7	行頭6字	他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるため
4	23	氏名(行頭4字)	個人情報に当たるため、条例7条1号に該当
5	13、16、19、26	氏名	個人情報に当たるため、条例7条1号に該当
7	(記述「7/7」下部)	年齢	個人情報に当たるため、条例7条1号に該当
7	(記述「③」下部)	行頭3字	他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるため
7	(記述「月～金」右部)	行頭から数えて4字目	個人情報に当たるため、条例7条1号に該当
8	(記述「ダイワロイアル、シャングリヤ、アゴーラ」下部)	行頭3字	他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるため
8	(記述「22日」上部)	全て	個人情報に当たるため、条例7条1号に該当
8	(記述「ABホテル4F」下部)	氏名(2行目全て)	個人情報に当たるため、条例7条1号に該当
8	(記述「ABホテル4F」下部)	3行目、4行目、5行目、7行目全て	他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるため
9	(記述「14:00」右部)	全て	他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるため
9	(記述「12:00くらい」左部)	氏名(1行目全て)	個人情報に当たるため、条例7条1号に該当
9	(記述「12:00くらい」下部)	行頭3字	他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるため
10	(記述「ダイワロイネット」下部)	全て	他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるため
10	(記述「15,600平日(1名)」下部)	氏名(4行目行頭8字目～11字目)	個人情報に当たるため、条例7条1号に該当
10	(記述「東横イン」下部)	行頭9字	他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるため
11	(記述「①17-18ダブル」左上部)	氏名	個人情報に当たるため、条例7条1号に該当
11	(記述「①17-18ダブル」左部)	氏名	個人情報に当たるため、条例7条1号に該当
11	(記述「②5F以上」左部)	氏名	個人情報に当たるため、条例7条1号に該当
11	(記述「②5F以上」下部)	行頭4字	他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるため
12	(記述「5F」右上部)	全て	他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるため
13	(記述「明伸は」下部)	全て	他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるため
13	(記述「西側きんえん」下部)	1行目、2行目全て	他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるため
14	1	氏名(行頭7字目～12字目)	個人情報に当たるため、条例7条1号に該当
14	(記述「17:50」右下部)	氏名(1行目全て)	個人情報に当たるため、条例7条1号に該当
15	(記述「10:10」左下部)	氏名(行頭12字目～13字目)	個人情報に当たるため、条例7条1号に該当
15	(記述「10:10」左下部)	3行目全て	他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるため
16	(記述「13:50」下部)	2～6行目全て	他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるため
16	(記述「13:50」下部)	氏名(7行目全て)	個人情報に当たるため、条例7条1号に該当
16	(記述「13:50」下部)	電話番号(8～9行目全て)	個人情報に当たるため、条例7条1号に該当
17	(記述「とどこか」上2行)	2行全て	氏名及び内容から特定個人が識別される可能性がある内容のため、条例7条1号に該当

対象公文書名「施工時間に関する外部議事録」

非公開とする部分			理 由
ページ	行(箇所)	非公開部分	
1	8、9	氏名	個人情報に当たするため、条例7条1号に該当
1	18	氏名(「会」の次の3字)	個人情報に当たするため、条例7条1号に該当
1	18	住所(「住所:」の次の9字)	個人情報に当たするため、条例7条1号に該当
1	22	氏名(「導管計画グループ」の後ろ全て)	個人情報に当たするため、条例7条1号に該当
2	7	氏名(「南部導管部導管計画G」の後ろ全て)	個人情報に当たするため、条例7条1号に該当
2	9	担当者メールアドレス(「Mail:」の後ろ全て)	個人情報に当たするため、条例7条1号に該当
2	20	氏名(「大阪ガス導管計画G」の次の3字)	個人情報に当たするため、条例7条1号に該当
3	出席者欄	氏名(「(建設チーム)」の次の3字、10字から14字)	個人情報に当たするため、条例7条1号に該当
3	出席者欄	氏名(「(導管計画チーム)」の後ろ全て)	個人情報に当たするため、条例7条1号に該当
3	協議録③	氏名(「会」の次の5字)	個人情報に当たするため、条例7条1号に該当
3	協議録③	住所(「住所:」の次の9字)	個人情報に当たするため、条例7条1号に該当

対象公文書名「施工時間に関する外部協議の議事録」

非公開とする部分			理 由
ページ	行	非公開部分	
1	8	氏名	個人情報に当たするため、条例7条1号に該当
2	現場代理人欄	氏名	個人情報に当たするため、条例7条1号に該当